

令和7年度三重県債管理特別会計予算

令和7年度三重県債管理特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ161,233,280千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

(債務負担行為)

第2条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第2表債務負担行為」による。

(地方債)

第3条 地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第3表地方債」による。

第1表 歳入歳出予算
歳 入

款	項	金 額
1 繰 入 金		千円 113,001,384
	1 一 般 会 計 繰 入 金	106,069,488
	2 基 金 繰 入 金	6,931,896
2 財 産 収 入		331,896

	1 財 産 運 用 収 入	331,896
3 県 債		47,900,000
	1 県 債	47,900,000
歳 入 合 計		161,233,280

歳 出

款	項	金 額
1 公 債 費		千円 161,233,280
	1 公 債 費	161,233,280
歳 出 合 計		161,233,280

第2表 債務負担行為

事 項	期 間	限 度 額
地方債証券の共同発行によって生ずる連帯債務（令和7年度発行分）	令和7年度～令和17年度	共同発行団体による共同発行の総額1,088,000,000千円から三重県の調達額を除いた額及びこれに対する利子相当額

第3表 地方債

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
借換債	千円 47,900,000	普通貸借又は証券発行 (他の地方公共団体との 共同発行を含む)。 発行価格が額面金額を下 回るときは、その発行価 格差減額をうめるために 必要な金額を各起債限度 額に加算した金額を、そ れぞれの起債限度額とす ることができる。	% 8.5以内	政府資金についてはその融資条件により、銀行その他の場合は その債権者と協定した融通条件による。ただし、県財政の都合 により据置期間を短縮し、若しくは繰上償還又は低利に借り換 えることができるものとする。
計	47,900,000			